

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度宮城県立病院機構退職給付債務算定業務

2 業務の目的

令和5年度の宮城県立病院（精神医療センター及びがんセンター）及び本部事務局の財務諸表作成に必要な退職給付債務及び令和6年度の勤務費用等の算定を行うもの。

3 委託期間

契約締結の日 から 令和6年3月29日 まで

4 委託業務の内容

宮城県立病院（精神医療センター、がんセンター）及び本部事務局職員の退職給付債務の算定を行う。

（1）算定条件

退職給付債務の算定は、次の条件で行うこととする。

① 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解 第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解 第36」に基づき、原則法により各病院、本部事務局の貸借対照表（令和6年3月31日時点）に計上する退職給付引当金及び令和6年度の勤務費用等を算定する。

② 退職手当の支給基準は、地方独立行政法人宮城県立病院機構職員退職手当規程（平成23年4月1日地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第22号、平成30年11月27日最終改正）の規定によるものとする。

③ 算定区分は、「医師」、「看護師」、「薬剤師」等、対象職員の各個人ごとの退職給付債務、勤務費用を算出する。

なお、算出の基礎から休職にかかる除算月数を控除するものとする。

④ 算定の前提条件（計算基礎率等）は委託者、受託者が協議し決定するものとする。

⑤ 基礎率及び算定データ等は、受託者の要求に基づき、委託者が必要と認める範囲内で提供する。

算定対象職員数：726名

（内訳：医師94名、看護師・准看護師446名、その他職種186名）

なお、人数は目安であり、計算実施時点までに増減がある。

（2）成果物

- ・退職給付債務算定結果一覧表

算定結果一覧（個人別明細書を含む。）をエクセルファイル（職種ごとのソート、集計等が可能な電子データ）により提出する。

- ・業務完了報告書 1部

上記のほか、必要な説明を付した報告書を書面で作成し、提出する。

A 4 縦置き横書きとし、その他の様式は任意とする。

なお、業務完了報告書には、アクチュアリー（（社）日本アクチュアリー会の正会員）の確認書及び、公認会計士等の監査証明を受けた内部統制報告書を添付すること。

5 業務委託の条件

- (1) 委託者は、受託者が行う業務について必要な資料を提示し、指示を行うものとする。
- (2) 受託者は、面談、電話、FAX及び電子メール等の方法により、計算結果に関する委託者からの相談、質問等に応じること。
- (3) 受託者は委託者に対し、職員数の変動に応じて勤務費用等の様々なシミュレーションが可能な計算ソフト等を提供すること。また計算ソフトの使用期限は令和7年3月31日までとする。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。受託期間終了後も同様とする。

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（抜粋）

令和4年8月31日総務省告示第285号改訂

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第36 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。（注32）
- 2 退職給付債務は、公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。（注33）（注34）
- 3 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。
- 4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。
- 5 職員数三百人未満の公営企業型地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。（注33）

<注32>

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額の全てを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することを認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」第1項に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

<注33>退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

- (1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定期額基準」という。）
- (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注34>割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。